

長崎県出資団体見直しの取り組み結果報告書

平成18年6月19日

長崎県出資法人見直し検討本部

目 次

	頁
I 序文	1
II 県出資団体見直しの取り組み経過	2
III 「長崎県出資団体見直し方針」(平成15年3月策定)の内容	4
(1) 基本姿勢	
(2) 位置づけ	
(3) 対象団体	
(4) 団体(事業)そのものの見直し(県出資団体の再構築) 及び改革の期間	
(5) 運営方法についての改革(経営改善等)	
(6) 見直し計画の策定と実行	
(7) 推進体制の整備	
(8) 新たな出資団体の設立、出資の抑制	
IV 取り組みについて	6
(1) 取り組み内容	
(2) 進捗管理・判定の進め方	
(3) 判定結果と効果	
①達成状況	
②経営影響額	
③県財政への影響が大きい地方3公社及び林業公社について	
④見直し計画未達成団体について	
(4) 取り組みによる成果	
①解散等5つの方向性に沿った出資団体の再構築	
②企業的視点の導入による団体の自立性の確保	
③長崎県出資団体経営評価・診断制度の導入による経営状況 の把握	
④情報公開による団体経営の透明性・健全性の確保	
(5) 取り組み結果についての評価(総括)	
V 個別団体の取り組み	16
VI 今後の課題	25
(1) 社会情勢の変化に応じた更なる見直しについて	
(2) 見直し対象(経営評価・診断対象)団体の選定基準について	
(3) 数値目標の設定と評価基準について	
(4) 出資団体経営評価・診断制度の見直しについて	
(5) 団体のリスク管理について	
VII まとめ	29

I 序文

県はこれまでも県出資団体について、オリエンタルエアブリッジや長崎サンセットマリナーなど抜本的見直しを行ってきました。

その上で、長崎県行政システム改革大綱が策定されたことを受け、行財政改革の立場から県出資団体全体の抜本的見直しに着手することとし、民間有識者からなる長崎県出資団体あり方検討委員会の提言を受けて、平成15年3月に「長崎県出資団体見直し方針」を策定いたしました。

この方針は社会経済体制が大きく変化する中、県出資団体について、新しい時代に適合するよう団体のあり方や事業等について根本から見直すことを基本姿勢としたものであります。

しかしながら団体の見直しは、団体自らがその必要性を認識し主体的に取り組まなければならないことであり、各団体の理解と自発的かつ積極的な取り組みが必要であり望まれるとの立場から、県は各出資団体に協力をお願いすると共に、必要な指導、監督、助言を行ってきました。

各団体もこの趣旨と県の見直し方針を理解し、それぞれが見直し計画を策定して積極的に取り組んでいただいたことによって、団体の事業や経営の改善が相当程度進んだことを評価いたします。

この報告書は、県の見直し方針では平成17年度までに一定の成果をあげることが基本としていることから、これまでの間に成し遂げた成果と今後の課題について取りまとめ、平成18年度に始まる長崎県行財政改革プランのもと、新たに行われる県出資団体見直しの更なる取り組みに役立てることを目的として作成しました。

なお、県が団体の指導を行うにあたって、第三者的視点及び専門家としての視点から点検評価をいただきました長崎県出資団体点検評価委員会の委員の皆様方には、長期間にわたり終始熱心にご指導ご助言をいただき、心よりお礼申し上げます。

この報告がこれから行われる新たな見直しの取り組みに大いに役立つことを願って、序文といたします。

平成18年6月19日

長崎県出資法人見直し検討本部長 立石 暁

Ⅱ 県出資団体見直しの取り組み経過

平成12年 12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県議会「行財政改革に関する意見書」議決 内容：県出資団体の見直し（公的関与見直し等） 3公社の見直し その他出資法人の見直し（長崎空港ビルディング、長崎サンセットマリーナ、林業公社）
12月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県行政システム改革懇話会 「行政システム改革の実現に向けて（意見書）」 内容：県出資団体の見直し ①団体の運営に関する指導 ②経営評価及び事業評価の必要性 ③見直しの方向 ④情報公開のあり方 ⑤評価及び監査のあり方
平成13年 2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・「長崎県行政システム改革大綱」策定 内容：県出資団体等の見直し ・3公社の見直し 資産ビジネスからフィービジネスへの転換 業務運営の効率化とスリム化 ・その他の出資団体 見直し方針の策定とそれに基づく見直しの実施 外部評価の検討
9月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・県出資団体の見直しについての県としての取り組み方針を決定 内容：公認会計士等専門家による診断の実施 経営に関する専門家等からなる外部検討委員会の設置 経営・財務・事業全般にわたり総合的に評価・診断する制度の創設
12月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県出資団体あり方検討委員会を設置 委員：経営に関する有識者等6名 特別委員：県、県市長会、県町村会
	<ul style="list-style-type: none"> ・監査法人による財務内容を中心とした予備診断の実施（対象の全団体）
平成14年 5月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県出資団体経営評価・診断制度の創設
6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県出資団体あり方検討委員会委員拡充 公募委員を含め、6名→12名
	<ul style="list-style-type: none"> ・監査法人による実地での個別外部診断の実施（27団体）
	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県出資団体あり方検討委員会による全団体のヒヤリング
11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県出資団体あり方検討委員会 「県出資団体のあり方に関する提言（中間報告）」
12月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県出資団体あり方検討委員会 「県出資団体のあり方に関する提言（最終提言）」
平成15年 2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・出資法人見直し検討本部

2月19日	・「長崎県出資団体見直し方針（案）」策定 パブリックコメントの実施（2月19日～3月17日） 県議会各委員会において審議
3月26日	・「長崎県出資団体見直し方針」策定 ※県の出資比率1/4未満の商法法人を除く県内に主たる事務所を有する全ての団体（71団体）を対象
5月1日	・各団体に対して見直し要請（見直し計画策定要請）
5月～7月	・各団体の理事会（役員会）・総会等において検討 具体的な見直し計画（含む経営改善等）を策定
7月31日	・出資法人見直し検討本部
8月21日	・長崎県出資団体点検評価委員会 （委員4名－経営に関する外部有識者等） 「見直し計画（含む経営改善等）」の点検評価
11月27日	・「長崎県出資団体見直し計画」のとりまとめ公表 ※方針決定後に3団体解散したため68団体が計画を策定
平成16年	
1月～2月	・各団体の見直し計画の取り組み状況調査実施
2月19日	・県議会県住宅供給公社等出資団体調査特別委員会において報告
3月23日	・出資法人見直し検討本部 ・各所管課・各団体あて指導→次年度の取り組みに反映
5月	・各団体に対して「見直し計画進捗状況」の報告要請
5月～7月	・各団体の理事会（役員会）・総会等において検討 「見直し計画進捗状況」の検討
8月19日	・出資法人見直し検討本部
9月14日	・長崎県出資団体点検評価委員会 「見直し計画進捗状況」の点検評価
10月8日	・県議会総務委員会において中間報告
10月29日	・「長崎県出資団体見直し計画進捗状況」のとりまとめ公表（中間報告） 経営評価・診断表も同時公表
平成17年	
1月～3月	・監査法人による外部経営診断の実施（2団体）
5月10日	・出資団体点検評価委員会検討会－数値目標設定等
5月～7月	・各団体の理事会（役員会）・総会等において検討 「見直し計画進捗状況」の検討、経営評価・診断表提出
7月26日	・県議会行財政改革等調査特別委員会において報告
10月11日	・出資法人見直し検討本部
10月27日	・出資団体点検評価委員会 「見直し計画進捗状況」の点検評価
11月30日	・出資団体見直しの進捗状況公表 ・「長崎県出資団体点検評価・診断表の公表
12月13日	・県議会総務委員会において報告
12月20日	・長崎県出資団体点検評価委員会
平成18年	
1月～3月	・監査法人による外部経営診断の実施（2団体）
3月1日	・長崎県出資団体点検評価委員会
5月31日	・長崎県出資団体点検評価委員会
6月8日	・出資法人見直し検討本部
6月19日	各団体の「見直し計画取り組み結果」の公表

Ⅲ 「長崎県出資団体見直し方針」(平成15年3月策定)の内容

(1) 基本姿勢

長崎県全体として、県民にとって最も有益でかつ効率的になるように見直し、最小の経費で最大の効果を発揮できるように見直す

(2) この方針の位置づけ

見直しや改革は団体や他の出資者の理解を得ながらともに取り組むものであり、県はこの方針に沿って各団体に見直しを要請し、また、必要な指導・監督、助言を行う

(3) 対象団体

県の出資比率が1/4未満の商法法人を除く県内に主たる事務所を有する全ての団体(平成15年3月現在) 71団体

形態	出資 50%以上	25%~ 50%	25%未満		計
			県内	県外	
商法法人	2	5	14	8	29
民法法人	26	15	※13	36	90
社福法人	2	0	0	0	2
特殊法人	3	2	4	8	17
計	33	22	31	52	138
見直し対象	33	22	16	0	71

※平成14年5月新設の県民ボランティア振興基金は見直し方針対象外

(4) 団体(事業)そのものの見直し(県出資団体の再構築)及び改革の期間

①事業・団体廃止	3団体
②県の関与縮小等	10団体
③民営化・民間参入	4団体
④統合又は移管	7団体
⑤大幅改革等	27団体
計	51団体

改革は県の行政システム改革大綱の推進期間内である平成17年度までに一定の成果を上げるよう取り組むことを基本とする

(5) 運営方法についての改革（経営改善等）

(4) の見直しを行った後存続する全団体を対象とする
ただし、県の関与を縮小する（なくす）団体は対象外

- ①効率的な経営とコーポレートガバナンス（経営統治）の強化
- ②事業評価の実施と経営計画の策定
- ③組織・人員・給与の見直し
- ④財務状況の的確な把握
- ⑤収支構造の改善
- ⑥資金運用の効率性の向上とリスク管理
- ⑦基金運用益型団体における基本財産等基金の一部取り崩し
- ⑧NPO法人等との連携
- ⑨積極的かつ効率的な広報活動と情報開示
- ⑩独占的事業に対する監視強化等

(6) 見直し計画の策定と実行

各団体における見直し計画を策定し、進行管理の徹底と実施状況の公表を行う

(7) 推進体制の整備

全庁的な視点、第三者的な立場で進行管理・指導を行う一元的な指導・監督体制を整備する

(8) 新たな出資団体の設立、出資の抑制

新たな団体の設立及び新たな出資は、手法や県の関与の必要性についてよく吟味し、真に必要な場合に限る

IV 取り組みについて

(1) 取り組み内容

方針に沿って、各団体が行った取り組みの大きな柱は以下の3つです。

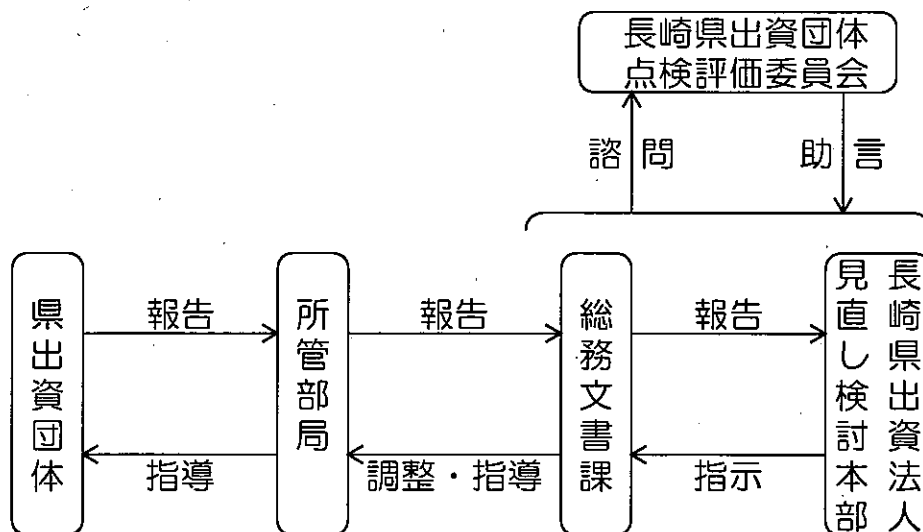
- ①見直し計画の策定と実行
- ②「長崎県出資団体経営評価・診断制度」の有効な運用
- ③情報公開

なお、県の出資比率1/4未満の商法法人を除く県内に主たる事務所を有する全ての団体(71団体)を対象に方針を策定しましたが、方針決定後に直ちに3団体が解散したため、68団体が見直し計画を策定しています。

(2) 進捗管理・判定の進め方

出資団体の見直しを県として総合的に進めていくにあたっては、見直しが着実に進んでいくよう、県内部の「長崎県出資法人見直し検討本部」において、総合調整及び結果の検証を行いました。

さらに民間の有識者からなる「長崎県出資団体点検評価委員会」を設置し、県の検証結果報告に対する助言をいただきながら、各出資団体の見直しの進捗管理、見直し結果の判定を行ってきました。



主な進捗管理・判定内容

- ①見直し計画に基づく実施状況
- ②運営方法の改革への取り組み状況
- ③情報公開状況

(3) 判定結果と効果

①達成状況

〈団体そのものを見直す51団体について〉

平成18年3月末現在で、見直し計画の改善項目について達成又は達成が確実な団体は44団体（86％）となっています。

（各団体の詳細は8頁）

見直しの方向	達成・達成確実	うち 解散	実施 検討 中	特定 調停	達成率 (%)
②県の関与縮小等	10	10	(3)		100
③民営化・民間参入	4	2		2	50
④統合又は移管	7	7	(5)		100
⑤大幅改革等	27	22	(2)	4	81
計	51	44	(13)	6	86

※民事調停法に基づく特定調停は団体の任意の見直しではないため、別枠としています。

〈運営方法の改革を行う20団体について〉

方針の見直し項目に基づき計画を策定し、各団体の経営改善に取り組んでいます。

②経営影響額

見直し計画を策定した68団体が計画に基づき、経費削減や増収による経営改善を行った結果、取り組み前と比較して平成18年3月末現在で約54億円ほどの効果が上がっています。

（単位：千円）

内 容	該当 団体	削減実施額計 又は収益額計
A 人員減や人件費見直し等による経費削減実施額	40	1,388,822
B 事務局の移管、事業統合など組織体制の見直しによる経費削減実施額	9	119,270
C その他、経営改革など運営方法の改善等による経費削減実施額	27	2,175,876
D 経営改革など見直しに伴う増収額、またはその他の資産運用、財産処分により生じた収益等	35	1,729,760
合 計		5,413,728

※団体数は各項目毎。経営影響額が生じたのは実数で56団体

○団体そのものを見直す51団体の見直し状況
(平成18年3月31日現在)

見直しの方向	団 体 名	計画達成・		実施 検討 中	特定 調停	達成率 %
		達成確実	うち 解散			
①事業・団体廃止 3団体	(財)長崎県県北会館	○	(○)			100 (3/3)
	(財)長崎県医学振興基金	○	(○)			
	(財)長崎県出かせぎ援護協会	○	(○)			
②県の関与縮小等 10団体	(財)長崎県私立学校退職金財団	○				100 (10 /10)
	(財)長崎県地域振興航空基金	○				
	(財)長崎県国民年金福祉協会	○				
	(財)長崎県勤労者福祉事業団	○				
	(財)長崎勤労総合福祉センター	○	(○)			
	(財)長崎中高年齢労働者福祉センター	○	(○)			
	(財)長崎船員厚生会	○	(※)			
	(社)長崎県漁民年金貯金共済会	○				
	(社)長崎県農協会館	○				
	(社)長崎県林業協会	○				
③民営化、民間参入 4団体	(財)長崎県建設技術研究センター	○				50 (2/4)
	(財)長崎県住宅・建築総合センター			○		
	(社)長崎県漁港漁場協会	○				
	(社)長崎県林業印刷所			○		
④統合又は移管 7団体	長崎県市町村土地開発公社	○	(※)			100 (7/7)
	(財)長崎県救急医療財団	○	(○)			
	(財)長崎県腎臓バンク	○	(○)			
	(財)長崎福祉基金	○	(○)			
	長崎国際航空貨物ターミナル㈱	○				
	(社)長崎県果実生産出荷安定基金協会	○				
	(社)長崎県野菜価格安定基金協会	○	(○)			
⑤大幅改革等 27団体	(財)長崎県農業振興公社	○				81 (22 /27)
	(財)長崎県沿岸漁業振興基金	○				
	(財)有明海水産振興基金	○				
	(財)杵岐栽培漁業振興公社	○				
	(財)伊万里湾栽培漁業推進基金	○				
	(財)五島栽培漁業振興公社	○				
	(財)西彼海区栽培漁業推進基金	○				
	(財)橋湾栽培漁業推進基金	○				
	(財)対馬栽培漁業振興公社	○		○		
	(財)長崎県農林水産業担い手育成基金	○				
	(社福)長崎県障害者福祉事業団	○				
	(社福)長崎県社会福祉事業団	○				
	長崎空港ビルディング㈱	○				
	(財)長崎県食鳥肉衛生協会	○				
	(財)長崎県育英会	○				
	(社)対馬林業公社			○		
	(社)長崎県林業公社			○		
	長崎県道路公社	○				
	長崎県土地開発公社			○		
	長崎県住宅供給公社				○	
	小値賀空港ターミナルビル㈱	○	(○)			
	上五島空港ターミナルビル㈱	○	(○)			
	(財)長崎県すこやか長寿財団	○				
	(財)長崎県消防協会	○				
(財)長崎県国際交流協会	○					
(財)長崎県産業振興財団	○					
(財)長崎県体育協会	○					
計	51団体	44	(13)	6	1	86

(※)は予定

③県財政への影響が大きい地方3公社及び林業公社について

長崎県道路公社などのいわゆる地方3公社は、それぞれの設置法によって設立認可されていますが、事業規模の大きさ、県の関与の度合い等の点から、県出資団体の見直しを進めるうえで大きな問題として行財政システム改革大綱でも見直しを求められておりました。また、(社)対馬林業公社と(社)長崎県林業公社の2つの林業公社は、県等から多額の借入金をして分収林事業を行っており、木材市場価格の低迷等から借入金が返済できなくなる可能性が指摘されるなど、これも見直しを進めるうえで大きな問題となっていました。

〈5団体の見直し計画に対する取り組みと成果〉

平成18年3月末現在で見直し計画の改善項目について
達成済み又は達成が確実なものは○ 未達成は●で表示

○長崎県道路公社

(見直しの方向：赤字路線の一般道路化等の実施)

長崎県道路公社においては、不採算路線等(松浦バイパス有料道路と県営松が枝町駐車場)について負債を繰り上げ償還することによって経営改善することを目標として取り組みました。その結果、平成17年度中に松浦バイパス有料道路については無料の一般道路とすること、県営松が枝町駐車場については負債を繰り上げ償還したうえで運営を長崎市に移管することができました。

更に、新規路線については、西海パールライン2期工事やながさき女神大橋を補助事業との合併施工により早期供用開始を行ったこと、利用者サービスの向上を目的として離島架橋である生月大橋、大島大橋の通行料を大幅に値下げしたことなど、運営方法についての改革を進めたことから、見直し計画を達成したと評価判定いたしました。

●長崎県土地開発公社

(見直しの方向：機能縮小)

長崎県土地開発公社においては、リスクの大きい土地造成事業を縮減し、手数料が確実に見込める公有地取得事業及びあっせん等事業への転換を図ること、長期保有土地を早期に処分すること、組織体制のスリム化と人件費の削減を図ることを目標として取り組みました。

具体的には、平成16年10月に外部有識者による「長崎県土地開発公社改革検討委員会」を設置し、公社の今後のあり方や経営改善等について提言をいただき、公社において17年6月に「経営改善実施計画」を、県においては17年12月に「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を策定し、経営改革に取り組んできました。

その結果、土地造成事業の縮減と公有地取得事業及びあっせん等事業への転換、組織体制のスリム化と人件費の削減についてはかなりの進展が見られました。長期保有土地の早期処分についても、「長崎県土地開発公社保有土地売却促進会議」を設置して処分促進を図り、東そのぎグリーンテクノパークでは8割が分譲済みとなったほか、他の保有地でも処分が進むなど一定の成果を示していますが、未だ処分が進んでいない土地もあることから、見直し計画は未達成であると判定評価いたしました。

●長崎県住宅供給公社 (見直しの方向：機能縮小)

長崎県住宅供給公社については、民間事業者による住宅市場が十分に成熟してきたことから、民間と競合する業務を機能縮小し、「資産ビジネスからフィー（手数料）ビジネス」への転換を図り、業務運営の効率化と組織体制の適正な見直しに取り組んできました。

具体的には、民間のノウハウを活用するために民間ハウスメーカーの経営経験者を副理事長（のちに理事長）に迎えるとともに、外部有識者による「長崎県住宅供給公社改革推進委員会」を設置し、諫早西部団地事業の検討等を行ってきました。同委員会の中間報告を受け、中期経営計画を策定し改革を進める一方、希望退職の募集により人件費の圧縮を図る等の自助努力を行ってきましたが、資産評価の見直しで大幅な債務超過状態であることも判明し、自力再建を断念。経済的破綻を回避し、法的整理による社会的影響等を考慮したうえで、16年1月、債権者への金融支援要請を内容とする特定調停を長崎地裁に申し立てました。7回の調停期日を経て、裁判所から16年12月に民事調停法17条に基づく決定が出され、期限までに全ての債権者の異議申し立てがなかったことから17年3月、17条決定は確定し、特定調停は成立しました。

住宅供給公社は特定調停に基づく金融支援を受けて経営再建中ですが、人件費及び支払利息の縮減が図られたことや諫早西部団地第1工区に分譲住宅販売が計画よりも順調であること等で、2年続けて経常利益を計上するとともに、特定調停前の債務超過も解消するなど、着実に経営改善が図られています。しかしながら、再建計画にも大きく影響する諫早西部団地の第2・第3工区の土地利用計画について、公社自らが開発することはありませんが、民間開発を前提に処分する方針で諫早市、公社、県が一体となって検討作業を進めています。しかし、未だ具体的な土地利用計画の確定には至っていないことから、見直し計画は未達成であると判定評価いたしました。

● (社) 対馬林業公社、(社) 長崎県林業公社
(見直しの方向：経営改善計画の抜本的見直しによる持続的経営)

(社) 対馬林業公社と(社) 長崎県林業公社の2つの林業公社は、県等からの借入金をもとに土地所有者と分収林契約を結び、造林事業を実施していますが、人件費等の事業経費の高騰や木材市場価格の低迷により借入金を返済できない可能性がでてきました。林業公社が破綻すると森林が荒廃し森林の持つ公共的機能が大きく損なわれることから、県見直し方針では「経営改善計画の抜本的見直しによる持続的経営」をすべきとされました。

林業公社におきましても、県見直し方針を受けて、平成15年8月、外部有識者による「林業公社経営検討委員会」を設置し、この委員会からの最終提言を受けて17年3月、第6次経営計画を策定しました。経営計画の見直しと併せて、組織の再編による販売体制の強化や事業費、一般管理費の削減などにも取り組み、借入利子の削減のため公庫資金の低利借り換えも行っています。

このように経営改善のための取り組みはなされていますが、木材市場価格の低迷という構造的な問題で赤字が出ていることから、第6次経営計画の長期収支見込みにおいても赤字が解消されていないこと、計画の前提である分収林契約の変更について土地所有者との協議が必要であるが進展が不明確であることから、見直し計画は未達成であると判定評価いたしました。

しかしながら、今後見直しを進めていく上においては、公社の経営面のみならず森林の持つ公共的機能を保全していくための林業公社の役割についても検討する必要があると考えます。

④見直し計画未達成団体について（前述の公社以外）

〈計画未達成の3団体の取り組み状況〉

- （財）長崎県住宅・建築総合センター
（見直しの方向：民営化と民間参入の促進）

長崎市からの派遣職員の解消や、民営化についての団体との協議で具体的な方策について検討してきました。しかしながら、現行法上公益法人から民営化後の法人へ移行できる規定が無く、平成18年度中に公益法人関係法の整備が行われることから、法改正を見ながら民営化の手法について詳細に検討することとしています。

- （社）長崎県林業コンサルタント
（見直しの方向：民間参入の促進、民営化）

中長期事業計画の策定や組織改革など、経営安定化のための努力を行ってきました。民営化については前述の団体同様、公益法人関係法を踏まえた上で方向付けを行う必要があります。改正内容を見ながら民営化や新たな組織体制について再検討を行っていくこととしています。

- （財）対馬栽培漁業振興公社
（見直しの方向：基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し）

現在県・市・漁協の事務担当者で構成する作業部会を設け、事業見直しを含めた中長期計画案の作成中です。

- ◎ 以上今回未達成の判定となった7団体の状況を記述いたしました。これは決して経営努力が足りないというものではなく、むしろ、団体の努力だけでは解決できない根本的な問題を抱えているために、17年度末までに問題を解消することができなかったと考えられます。計画の達成には至らなかったのですが、団体の持つ問題点の把握とその解消に取り組む経営改革は推進されており、その点は評価できるものであり、今後更に設立目的の達成と経営の改善に向けて努力いただきたいと思います。

(4) 取り組みによる成果

①解散等5つの方向性に沿った出資団体の再構築

これまでも、オリエンタルエアブリッジ（株）や長崎サンセットマリーナ（株）のように、個々の団体の経営改革は必要に応じて行われていました。しかしながら今回の見直しのように、出資比率が4分の1未満の商法法人を除く県内全ての県出資団体について、一括して見直しを行うということは、長崎県にとっても初めての取り組みでした。特に、民間有識者からなる「長崎県出資団体点検評価委員会」において第三者的視点で再点検を行い、解散等の5つの方向性に沿った見直しを各団体ごとに行ったことは、県出資団体を根本から見直し再構築するうえで、大きな意義があったと評価できます。

〈団体の解散・統廃合〉

包括的に見直しを進めた結果、対象とした71団体のうち12団体が解散し、2団体が解散を予定しています。（方針で団体そのものの見直しとした51団体中13団体、同じく運営改善とした20団体中1団体）これらの団体が解散に至った理由は、事業目的を達成した、類似団体との統廃合など様々ですが、解散・統廃合によって県出資団体が再構築され、団体の経営力の向上や団体の自立化が促進されました。

②企業的視点の導入による団体の自立性の確保

今回の見直しの特徴として、企業経営的思考の導入、コーポレートガバナンス（企業統治）の強化、事業評価の実施と事業計画の策定の推進など、企業経営の視点から団体の改革を行ったことが挙げられます。

県出資団体は県行政機能の補完として設立されたものが多く、このような団体は基本財産などの存立基盤を行政に依存して運営されてきました。このため、もともと経営責任や自立という考えが希薄で、県の指導監督のとおり事業を遂行していくという運営方法がとられていました。

今回、企業経営の視点を導入して県と団体のあり方（県の団体への関与の度合い等）を見直した結果、県が団体から退会したり、県職員が役員を退任し民間での経験を持つ役員の登用を図るなどして団体の自立性がこれまでより格段に高まりました。設立の経緯等から、行政から独立するということは困難な団体もありますが、これからもさらに主体性を持って経営にあたっていくような方向に改革を進めていく必要があります。

③長崎県出資団体経営評価・診断制度の導入による経営状況の把握

長崎県出資団体あり方検討委員会での議論を踏まえ、平成14年5月に「長崎県出資団体経営評価・診断制度」を創設しました。この診断制度は県出資団体の経営、財務、事業内容等全般にわたって総合的な評価・診断を行う、これまでになかった制度です。この制度に基づき、平成14年度から県出資団体及び県において経営評価・診断を毎年度恒常的に行っています。

この制度では、まず経営評価・診断表を県出資団体自らが作成することによって経営、財務、事業の観点から一次評価である自己評価を行います。この後、県出資団体の指導監督を行っている県所管課において二次評価を行うことで、これまで体系的に行われていなかった県出資団体の事業評価を行っています。

更にこの診断表を取りまとめ、県の「出資法人見直し検討本部」による評価・診断結果の検証を行ったうえで、診断表及び診断結果を毎年公表しております。診断表は県出資団体の組織、財務、経営、事業内容等について詳細な情報を記載しています。

診断表の記載内容については、経営状況の改善欄等が十分記載されていない団体があるなど、まだ不十分な点もあることから、今後も更に内容の充実に努める必要があります。

④情報公開による団体経営の透明性・健全性の確保

長崎県出資団体見直し方針において、県出資団体の積極的かつ効率的な広報活動の展開と情報開示を進めることを盛り込んでおり、診断表や診断結果を公表するなど積極的に情報公開を進めています。平成16年6月に「長崎県出資団体の情報公開の推進に関する指導基準」を改正し、県出資団体の情報公開が積極的かつ的確に行われるよう指導を強めています。

平成14年度から県庁内にある県民情報センターにおいて、県出資団体の概要書、業務及び財務に関する資料が閲覧できるようになっております。また、指導基準の改正により、県出資団体の基本的な計画書（基本計画、中長期経営計画等）も閲覧できるようになっております。

更に、県出資団体が保有する文書等について、県民から開示の申し出があった場合に対処するため、県に準じた情報公開制度を県出資団体が各自創設するよう指導しており、平成18年4月1日現在で県が1/2以上出資している22団体中19団体（86%）において情報公開規程を整備して、県民からの情報開示請求に対応できるようになっております。残りの3団体についても18年度中に整備される予定です。

県出資団体の見直しを進めるにあたり、県が県出資団体に関する情報をきちんと公開することと、県出資団体が自らの情報を積極的に開示していくことは団体の透明性・健全性を確保する上で重要なことであり、今後更に推進していくことが求められております。情報公開については、どのような資料を閲覧対象とするのか、県出資団体による情報公開制度の推進をどのように進めていくのか、また他県と比べて遅れている各団体毎のホームページの開設・充実による情報公開をどのように推進していくか等が今後の情報公開における課題となります。

(5) 取り組み結果についての評価（総括）

- 1, 団体そのものの見直しについては、民営化等について制度上の問題もあり未達成の団体があったものの44団体、率にして86%の団体において達成できたこと
また、約2割にあたる14団体が解散（又は予定）など、団体の統廃合も想定以上に進んだこと
- 2, 経営改善の取り組みについては、取り組み前と比較して平成18年3月末現在で約54億円という一定の経営上の効果が上がっていること
- 3, 「長崎県出資団体経営評価・診断制度」を導入するとともに、詳細な診断表を公表するという全国的にも先駆的な制度を導入したことにより、出資団体の経営状況の的確な把握と、効率的運営への取り組みが進んだこと
- 4, 情報公開を積極的に推進し、県出資団体の概要書や業務及び財務に関する資料、基本計画などが閲覧できるようになったこと
また、県が1/2以上出資している団体の86%において情報公開規程が整備されるなど団体経営の透明性・健全性が進んできたこと
- 5, 出資団体の見直しに当たっては、「長崎県出資団体点検評価委員会」を設置する等の推進体制の整備を図り、第三者的な立場で進行管理や指導・助言を行うことができたこと

以上の点から、方針において求められた見直し項目については、主旨に沿って計画的かつ効果的に進めることができたことから、概ね達成されたと評価しております。

しかしながら、出資団体の経営改善は継続的に進めていくことが必要であり、また、現方針策定後に導入された指定管理者制度など新たな社会情勢の変化等も踏まえ、今後も更なる見直しを進めていく必要があると考えます。

V 個別団体の取り組み

・ 具体的取り組み状況

※表中「計画達成」欄は、平成18年3月末現在で見直し計画の改善項目について達成済み又は達成が確実なものは○ 未達成は●で表示

①事業自体の廃止（＝団体の解散）する団体…3（1）団体

※（ ）内は、「見直し計画」策定団体数

番号	団体名	見直し計画の 主な内容	計画 達成	主な取り組み状況
1	(財)長崎県県北会館	※計画策定前に 解散	○	H15.3.31解散
2	(財)長崎県医学振興 基金	解散検討	○	H16.10.22解散
3	(財)長崎県出かせぎ 援護協会	※計画策定前に 解散	○	H15.3.31解散

②県の関与を縮小する（なくす）団体…10団体

番号	団体名	見直し計画の 主な内容	計画 達成	主な取り組み状況
4	(財)長崎県私立学校退 職金財団	県の関与の縮小	○	H18.4～事務局長等 県の兼務職員を廃止 し、新たに事務局長 を雇用 事務局を県庁外に移 転
5	(財)長崎県地域振興 航空基金	事務局移管	○	H17.8長崎空港ビル ディング(株)へ事務局移 管済
6	(財)長崎県国民年金 福祉協会	役員退任、出資 比率引き下げ	○	H16.3で役員退任 済、H17.3に県へ出 資金相当額の寄附に より、県の関与廃止
7	(財)長崎県勤労者福 祉事業団	施設譲渡、運営 主体検討	○	H15.10に高来町へ施 設譲渡、H16.4.1～ 民間企業による運営 を実施済

番号	団体名	見直し計画の 主な内容	計画 達成	主な取り組み状況
8	(財)長崎勤労総合福祉センター	施設運営主体検討	○	H17.10～施設の運営を民間へ移行済 財団はH17.12.31解散済
9	(財)長崎中高年齢労働者福祉センター	運営受託施設の廃止 事業（団体）のあり方検討	○	H15.12に施設廃止、 取壊し済 財団はH17.1.31解散済
10	(財)長崎船員厚生会	役員削減 施設そのものの抜本的対策検討	○	H15に役員削減済 （県役員3→2） H18.3.31施設閉館 法人も解散予定
11	(社)長崎県漁民年金貯金共済会	県の関与の縮小 経営健全化計画の実践・検証	○	H21年度までに、県の関与縮小 H15会員漁協より分担金徴収
12	(社)長崎県農協会館	県の関与の縮小	○	H16.6に県の役員撤退済
13	(社)長崎県林業協会	県の退会	○	H16.3.31退会済

③民営化の要請や民間参入を促進する団体…4団体

番号	団体名	見直し計画の 主な内容	計画 達成	主な取り組み状況
14	(財)長崎県建設技術研究センター	民間参入の促進等	○	県において施工管理業務について民間参入導入済 積算業務については、 現情勢下では制度的対応が十分でないため民間参入を行える状況に無いと県は判断している。団体としては民間参入に対する対応策は検討済みである。

番号	団体名	見直し計画の 主要内容	計画 達成	主な取り組み状況
15	(財)長崎県住宅・建築 総合センター	民営化	●	現行法では公益法人 から民営化後の法人 へ資産を移行できな いため、公益法人制 度改革を見ながら民 営化を目指す
16	(社)長崎県水産開発協 会 ↓ H17.4名称変更 (社)長崎県漁港漁場協 会	民営化（事業譲 渡含む）及び業 務縮小	○	H16.5総会で「収益 事業を事業譲渡し、 公益事業のみに業務 縮小し存続すること」 を決定 H17.4.1～新体制発 足済
17	(社)長崎県林業コンサ ルタント	民間参入の促進、 民営化	●	県がH17より調査測 量設計業務に入札制 度を導入。今後公益 法人制度改革を見な がら方向付けを行う

④統合又は事業移管する団体…7（6）団体

※（ ）内は、「見直し計画」策定団体数

番号	団体名	見直し計画の 主要内容	計画 達成	主な取り組み状況
18	長崎県市町村土地開発 公社	解散(市町村合併の 動向踏まえ)	○	H16.2理事会で、 H20年度末解散決定
19	(財)長崎県救急医療財 団	他機関との統合、 移管検討	○	両団体17.6.30で解 散し、(財)長崎県総合 保健センター(H18.4.1よ り(財)長崎県健康事業 団に改称)と統合
20	(財)長崎県腎臓バンク	他機関との統合、 移管検討	○	
21	(財)長崎県福祉基金	※計画策定前に 解散	○	H15.3.31に解散
22	長崎国際航空貨物ター ミナル(株)	経営組織体制の変 更等	○	H16.6長崎空港ビル ディング(株)と実質的な経営 統合(役員兼務)を決 定し、新体制発足済

番号	団体名	見直し計画の 主要内容	計画 達成	主な取り組み状況
23	(社)長崎県果実生産出荷安定基金協会	統合検討	○	野菜基金はH18.3.31に解散
24	(社)長崎県野菜価格安定基金協会	統合検討	○	H18.4.1より長崎県園芸農業経営安定基金協会として統合

⑤大幅な改革や自立的な運営に取り組む団体…27団体

- 大別すると、○基金の一部取り崩しを含めた事業の見直し (9団体)
- 経営健全化と施設のあり方検討 (2団体)
- 経営等の抜本の見直し (7団体)
- 自立化に向けた取り組み (4団体)
- その他の見直し (5団体)

番号	団体名	見直し計画の 主要内容	計画 達成	主な取り組み状況
25	(財)長崎県農業振興公社	関係機関との事務局統合	○	H16.4～県農業会議との事務局長兼務化を実施済
26	(財)長崎県沿岸漁業振興基金	基金造成一時中断 中長期事業計画策定	○	基金造成を中断し、事業費増を実施
27	(財)有明海水産振興基金	基金取崩しによる事業実施	○	H18までは繰越金を活用し、H19からは必要に応じて基金取崩しによる事業実施を予定
28	(財)吉岐栽培漁業振興公社	基金造成一時中断 別途放流事業への助成制度実施	○	基金造成を一時中断 県補助事業による事業実施済
29	(財)伊万里湾栽培漁業推進基金	基金取崩しによる事業実施	○	H15年度～基金取崩しによる事業実施
30	(財)五島栽培漁業振興公社	基金造成一時中断 別途放流事業への助成制度実施	○	基金造成を一時中断 県補助事業による事業実施済

番号	団体名	見直し計画の 主要内容	計画 達成	主な取り組み状況
31	(財)西彼海区栽培漁業推進基金	基金取崩しによる事業実施	○	H16年度～基金取崩しによる事業実施
32	(財)橘湾栽培漁業推進基金	基金取崩しによる事業実施	○	H16年度～基金取崩しによる事業実施
33	(財)対馬栽培漁業振興公社	基金取崩しを含め事業見直し	●	合併で遅れたが、H18.3に作業部会を設置し、中長期計画案作成中
34	(財)長崎県農林水産業担い手育成基金	基金取崩しを含め事業見直し	○	基金取り崩しをせず、事業見直しをH17から実施（8事業を6事業に再編）
35	(社福)長崎県障害者福祉事業団	経営健全化 県立コロニーのあり方検討	○	H18.4.1当該法人に施設を移譲
36	(社福)長崎県社会福祉事業団	経営健全化 施設のあり方検討	○	H18.4.1より現法人を民間法人化し、施設を移譲
37	長崎空港ビルディング(株)	経営の健全性の維持 長崎国際航空貨物ターミナル(株)との経営統合を含めたあり方検討	○	長崎空港ビルディング(株)の取締役が長崎国際航空貨物ターミナル(株)の代表取締役を兼任
38	(財)長崎県食鳥肉衛生協会	自立的な運営及び経費節減	○	経費節減を継続中
39	(財)長崎県育英会	奨学金制度の検証 事務見直しによる業務効率化	○	H17.2理事会で貸与規程等改正済 H17.9～新電算システム導入により業務効率化を実施
40	(社)対馬林業公社	経営計画の抜本的見直し	●	H17.3に経営計画を策定し、組織再編等運営改善を実施
41	(社)長崎県林業公社	経営計画の抜本的見直し	●	分収林契約の変更を土地所有者と協議中

番号	団体名	見直し計画の 主要内容	計画 達成	主な取り組み状況
42	長崎県道路公社	松が枝町駐車場の移管 松浦バイパスの一般道路化	○	H18.4.1～長崎市へ移管 H18.4.1～一般道路化
43	長崎県土地開発公社	土地造成事業の縮減 長期保有土地の早期処分 フィビツ収へ	●	新規土地造成事業の撤退 一部売却が進んだが未だ処分未定の土地有り 用地取得業務受託量の拡大
44	長崎県住宅供給公社	公社改革推進委員会を設置 諫早西部団地の方針確定	●	委員会は中間報告を持って役割を終えたため、廃止。その後、特定調停の協議により、第1工区はH21未迄に完売、2・3工区は民間開発を前提として処分する方針で検討作業中
45	小値賀空港ターミナルビル(株)	路線存続の必要性について協議	○	H18.3.31路線廃止 H18.1.31法人解散
46	上五島空港ターミナルビル(株)	路線存続の必要性について協議	○	済
47	(財)長崎県すこやか長寿財団	役割の見直しと事業の再編	○	一部事業(移動法律相談)廃止済、5事業についてNPO等との業務連携済、今後の新事業についても連携を図っていく
48	(財)長崎県消防協会	経営基盤の整備、経費削減	○	団員による基金積み立てを実施中
49	(財)長崎県国際交流協会	事業見直し 自立化に向けた取り組み	○	自主財源確保に取り組むとともに、H17から県の運営費補助を毎年減額

番号	団体名	見直し計画の 主要内容	計画 達成	主な取り組み状況
50	(財)長崎県産業振興財団	自立化に向けた運営の推進	○	中期経営計画の推進等 H17に新計画策定
51	(財)長崎県体育協会	事業再編検討 自立化に向けた取り組み	○	自主財源確保に向けた 取り組みを実施中(収益 事業の拡充、賛助会費 の募集)

⑥ 運営方法についての改革(経営改善等)する団体…20団体

①～⑤に該当しない下記20団体は、運営方法について改革に取り組んでいます。

番号	団体名
52	(株)長崎県営バス観光
53	(株)対馬空港ターミナルビル
54	(株)長崎県漁業公社
55	(財)ながさき地域政策研究所
56	(財)長崎平和推進協会
57	(財)長崎県浄化槽協会
58	(財)長崎県産炭地域振興財団
59	(財)長崎県中小商業振興基金
60	(財)長崎県漁協合併推進基金
61	(財)諫早湾地域振興基金
62	(財)石木ダム地域振興対策基金
63	(財)長崎県下水道公社
64	(財)長崎県暴力団追放県民会議
65	(社)長崎県園芸種苗供給センター
66	(社)長崎県種馬铃薯価格安定基金
67	(職訓)西九州情報処理開発財団
68	(職訓)長崎能力開発センター
69	長崎県信用保証協会
70	長崎県漁業信用基金協会
71	長崎県農業信用基金協会

※(株):株式会社
(財):財団法人
(社):社団法人
(社福):社会福祉法人
(職訓):職業訓練法人

⑦各団体（前述②～⑥）の経営改善等の取り組み状況
（解散する団体を除く）

	見直し項目	団体数
①	企業的経営思考の導入による効率的な経営の実現	6
②	機能する経営陣の確立、能力の高い経営責任者の登用	8
③	事業・部門別の事業効果の測定と評価の実施	7
④	PDCAマネジメントサイクルの構築	9
⑤	中長期経営計画の策定	25
⑥	資産価値の減少に備えた経営（資産の圧縮）	3
⑦	県等を参考とした給与体系・水準の見直しと公開	14
⑧	能力給の導入など労働意欲を高める給与体系の導入	1
⑨	非常勤役員を含む役員報酬の適正化	7
⑩	民間経験者の積極的な登用	6
⑪	団体の目的や事業、役割に応じた組織体制の見直し	19
⑫	事業別、部門別収支の明確化	2
⑬	受益者負担の導入	8
⑭	収益事業の導入と拡大	13
⑮	外部委託を含む業務手順の抜本的見直し（BPR）による経費削減	11
⑯	業務見直しによっても解消しない赤字事業の廃止、整理縮小	5
⑰	契約方法の見直し	2
⑱	資金運用の見直し（資金運用基準、規定の整備、運用体制の確立）	10
⑲	一定のルール（基準）を定めて、基本財産等基金の一部取り崩し	9
⑳	NPO法人やボランティア団体等を含む関係団体・機関との連携・活用	8
㉑	積極的かつ効率的な広報活動の展開と情報開示	11
㉒	料金の適切性のチェック、独占的事業の民間への開放	3

※団体数は各項目で重複有り

Ⅵ 今後の課題

平成15年3月に長崎県出資団体見直し方針を策定し、県出資団体のあり方について根本から見直してきました。しかしながら、この取り組みは見直しの第一歩であり、出資団体にはまだまだ改善すべき多くの課題を残しています。

出資団体の見直しに取り組んでからこの3年ほどの間にも新たな社会情勢の変化や、見直しを進める中で見つかった課題があります。

そこで、今後更なる見直しを進めていく上での参考として、新たに生じた課題等について記述します。

(1) 社会情勢の変化に応じた更なる見直しについて

見直し方針策定時にはなかった指定管理者制度の創設や公益法人制度の抜本改革、また、県民ニーズの多様化など社会情勢の変化があります。

指定管理者制度の導入によって、施設を行政に代わって管理運営していた団体はその存在意義を問われており、実際に今回の県見直し方針では「存続」となっていた(財)長崎県下水道公社は、県がこれまで公社に委託していた公共下水道施設を県直営に変更したため、一転して団体解散となりました。このほか、3団体がこれまで県有施設の管理を受託してきましたが、指定管理者制度に基づき他の管理者が指定を受けたことにより、施設管理者ではなくなりました。また、逆に指定管理者制度に基づき県有施設の指定管理者となった出資団体は4団体です。このように公の施設の管理者でなくなったことや逆に指定管理者となったことによる経営への影響等についても、これから注視していく必要があります。

また、民法改正による公益法人制度の抜本改革は、県出資団体の大部を占める財団法人、社団法人の性格を根本から変えるものであることから、大きな影響があることは間違いありません。また、この制度改革は、税制改革とも密接に結びついておりますので、団体経営に影響を与えることになりそうです。

さらに、県民ニーズは時代とともに変化しており、行政は常にそれらを的確にとらえた施策を行っていく必要があります。県出資団体の存在意義も同様にその時々々のニーズに合った団体や事業内容であるのかを常に問い直し続けていかなければなりません。

新たな県行革大綱である「長崎県行財政改革プラン」においても、公益法人改革や指定管理者制度の導入について触れ、社会情勢の変化に対応したさらなる見直しを求めています。特に社会変化の激しい現代においては、団体や事業、制度の見直しは、常に一定期間ごとに行う必要がありますし、県見直し方針において提唱されている評価制度の仕組み（PDCAマネジメントサイクル）をどのように今後の見直しに導入していくかを検討する必要があると考えています。

*PDCAマネジメントサイクルとは、典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）のプロセスを順に実施し、最後の改善を次の計画に結びつけ、らせん状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法です。

(2) 見直し対象(経営評価・診断対象)団体の選定基準について

今回の見直しでは県出資団体のうち、出資比率が4分の1未満の商法法人を除く県内に主たる事務所を有する団体について、見直し対象及び経営評価・診断対象といたしました。この結果、出資比率が極めて低い団体についても見直しや経営評価・診断の対象に入っていました。

また、逆に、団体設立時に県からの出資は行っていないが、現在は県の施策上重要な役割を担っており、県から職員を派遣したり、県から補助金や委託を受けて、県行政を補完する事業を推進する団体もあります。

見直しを行うにあたり、法的に指導監督する権限があるかという観点から出資比率を選定基準としたことは適切であったと思いますが、次の見直しにおいて、このような団体をどう取り扱っていくべきか、選定基準について検討する必要があると思います。

(3) 数値目標の設定と評価基準について

今回の県出資団体見直しは、基本的に、団体や事業を再構築するためのあり方論であり、平成14年度以降、県、長崎県出資団体あり方検討委員会、当該団体等において見直しの検討がなされてきましたが、その内容は団体や事業のあり方論が中心で、議論の成果である長崎県出資団体見直し方針と各団体の見直し計画には、数値目標やその設定について触れられておりませんでした。

次の見直しにおいては、長崎県出資団体点検評価委員会において県出資団体の見直しについての進捗状況や見直し計画を達成しているかの判定評価を行うには、比較対象となる具体的な「数値目標」が必要ではないかとの議論を踏まえ、具体的な数値目標と評価基準を設定することを検討する必要があると思います。

(4) 出資団体経営評価・診断制度の見直しについて

平成18年度から公益法人会計基準が改正され、より企業会計に近い会計基準が適用されることとなっています。これに合わせて診断表の改定等を検討する必要があります。

また、長崎県出資団体点検評価委員会において戦略経営の評価手法である「バランススコアカード」の考え方を診断表に導入することが提言されています。

*バランススコアカードとは、経営戦略のためのマネジメントシステムとして財務数値に表される業績だけでなく、財務以外の経営状況や経営品質から経営を評価し、バランスのとれた業績の評価を行うための手法です。現在の経営評価・診断制度にも既にこの手法は一部取り入れられています

(5) 団体のリスク管理について

今回目標達成として評価した団体においても、決して改善すべき事柄が無くなったことを示しているわけではありません。

例えば、地方3公社や林業公社など県財政への影響が大きい団体などはリスク管理の上からも重点的な管理が必要と考えられます。

リスク管理では、出来るだけ早い段階から開始し対策を講じることでリスクを低くし、新たなリスクが発生した時には早期にそれらを見つけ、問題となる前に対処していくことが必要です。前述のような団体については重点的に管理していく必要があり、情勢の変化に応じたリスク管理を強化して、事態に対応していかなければならないと考えます。

Ⅶ まとめ

以上、これまでに行われた県出資団体の見直しの取り組みと成果について記述してきましたが、これはひとえに各出資団体において県の見直しの姿勢を理解し、自らが変わるのだという強い意志をもって、解散や事業譲渡など正に身を切るような改革に真摯に取り組まれたことによるものです。

これまで県出資団体の見直しを進めるにあたり、長崎県出資団体点検評価委員会において県出資団体の見直しに最も重要な事項であると常に指摘されてきたことは、コーポレートガバナンス（経営統治）の確立と情報公開の推進であります。

コーポレートガバナンスの確立については、県出資団体は、県の行政目的を達成又は補完するために設立され運営されてきた経緯がありますので、県への依存度が高く、経営陣も自己の責任において経営を行っていく姿勢が弱かった傾向にあります。設立の経緯等からしてやむを得ない面もありますが、コーポレートガバナンスの仕組みが働かなければ、理事会等の経営陣は社会経済情勢の変化や県民の要望をくみ取ることなく、従来どおりの団体運営や事業をただ漫然と推進してしまうことになります。このような無責任な経営に陥ることなく、経営者は、常に社会情勢の変化や県民等の受益者のニーズに敏感に反応して、時代の要請に適合した経営を行っていく必要があります。

もう一つの柱である情報公開は、国や地方公共団体の段階においては着実に開示制度が整備され、保護されるべき個人情報等以外の情報についてはほぼ全ての情報が開示されるようになっていきます。それに比べて県出資団体の情報公開は十分であるとはまだ言えない状態にあります。コーポレートガバナンスの仕組みを働かせるためには、第三者の批判の目が届くということの持つ意味は非常に大きく、常に県民の目線に立った経営をしていくためにも、県出資団体の情報公開は更に推進されなければなりません。

また、団体を指導・監督する立場である県においては、団体に対する県の支援状況、事業の委託内容、事業効果等について毎年公表し県民の視点に立った見直しを行っておりますが、今後とも引き続き適切な事業の実施と効果を見極めた対応が必要と考えており、今後とも更なる取り組みを行ってまいります。